

平成28年6月定例会の結果

1 請願書 2 陳情書 3 資料（請願・陳情文書表）

1 請願書

請願番号	件名	結果
請願第2号	静岡市葵区城西地域包括支援センター圏域の分割に関する請願	採択
請願第3号	所得税法56条の廃止を求める意見書提出を求める請願	不採択

2 陳情書

陳情番号	件名	結果
陳情第3号	『浜岡地域原子力災害広域避難計画』に関する陳情	不採択

3 資料（請願・陳情文書表）

請願第2号

静岡市葵区城西地域包括支援センター圏域の分割に関する請願

請願者 静岡市葵区

社会福祉法人 静岡厚生会 理事長 内藤孝二

紹介議員 鈴木和彦 繁田和三

[請願趣旨]

平成28年1月19日付厚生労働省老健局より「地域包括支援センターの設置運営について」の一部改正が通知され、設置区域については「保健福祉圏域（生活圏域）」から「日常生活圏域」へと、市町村の担当圏域の設定が見直されました。全国的に、この日常生活圏域とは、概ね人口2～3万人程度の中学校学区程度が目安とされています。

す。

静岡市葵区城西地域包括支援センター圏域は、明治の旧静岡市制誕生当時から、官庁を中心に、地域ごと、金融業、商業、工芸、工業、農業等の様々な経済活動を通じて発展してきた旧静岡市街地です。また、市立静岡病院や静岡赤十字病院、静岡厚生病院のほかに、100以上の医院・診療所等と100の自治会、5つの小学校に複数の中学校区があり、30%を超える高齢化率地域で、住宅地の中に集合アパートやマンションが数多く混在しています。近年では、近代マンション等も数多く建設されるようになり、街での利便性の高い生活を営む一方、地域や周囲から孤立している高齢者も少なくありません。このような特異な地域性を有している当該圏域の現状において、更に地域ケア会議と小学校区を単位とした地域包括ケアシステムを構築していくことは、大変難しいものと考えております。

つきましては、より一層の地域包括ケアを推進していくにあたり、駿河区長田圏域に続き、葵区城西地域包括支援センターの圏域について再度見直しをご検討いただきたくお願いいたします。

[請願項目]

葵区城西地域包括支援センター圏域の日常生活圏域への移行のための分割の検討

請願第3号

所得税法56条の廃止を求める意見書提出を求める請願

請願者 静岡市清水区
清水民主商工会 婦人部 部長 柴田章子
静岡市葵区
静岡民主商工会 婦人部 部長 繁田敏子
紹介議員 鈴木節子 内田隆典 西谷博子 寺尾 昭

[請願趣旨]

日本の家族経営における配偶者の多くは女性です。世界の主要国では家族従業者の人格・人権・労働を正當に評価し、その働き分を必要経費として認めています。

私たちのこうした訴えを受け、全国ではおよそ450自治体が「家族の人権を認めない所得税法56条は廃止すべき」と国への意見書を採択しています。また、今年の2月にジュネーブで開かれた第63会期国連女性差別撤廃委員会は、日本政府に対し「家族経営における女性の経済的エンパワーメントを促進するために、家族経営における女性の労働を認めるよう所得税法の見直しを検討することを求める」と勧告しました。

明治時代の家父長制度の影響を大きく受け、申告の仕方でも差別するこの制度には、裁判でも「現代の個人意識の高揚や、個人事業の実態変化などにより、立法の前提は変わってきている」と指摘がされています。(東京高裁1991年5月)さらに2015年末に閣議討議された第4次男女共同参画基本計画には、所得税法の見直しが盛り込まれました。

中小業者は地域の担い手としてこれまで日本経済の発展に貢献し、その営業は家族全体の労働によって支えられています。

しかし、日本の税制は、家族従業者の「働き分」（自家労賃）を、所得税法56条「生計を一にする配偶者その他の親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文要旨）により必要経費として認めていません。事業主の所得から控除される働き分は、配偶者は86万円、家族の場合50万円で、家族従業者はこのわずかな控除が収入とみなされるため、社会的にも経済的にも全く自立できない状況となっています。

税法上では青色申告にすれば、給与を経費とすることができますが、2014年1月からは「改正」国税通則法により白色申告者の記帳が全面義務化されたことにより、同じ労働に対して申告の種類で差をつける制度自体が矛盾しています。そもそも、青色申告で給与を経費とすることは、所得税法57条にあるとおり、記帳による「特典」でしかなく税務署の一存で取り消される場合もあることから、一人の人間の労働に対する正当な対価とは言えない現状であります。

家族従業者の人権保障の基礎をつくるためには、政府はただちに所得税法の見直しの検討を進め、所得税法56条を廃止することが必要です。

つきましては、貴議会において、国に対し「所得税法56条の廃止を求める意見書」提出を採択していただけるようお願いいたします。

〔請願項目〕

国に対して「所得税法56条の廃止を求める意見書」を提出してください。

所得税法第56条の廃止を求める意見書（案）

中小業者は、地域経済の担い手として、これまで日本経済の発展に貢献してきました。

その中小零細業者を支えている家族従業者の「働き分」（自家労賃）は、税法上、所得税法第56条「生計を一にする配偶者とその他の親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文要旨）により必要経費として認められていません。

事業主の所得から控除される働き分は、配偶者で86万円、家族の場合は50万円で、家族従業者はこのわずかな控除が収入とみなされるため、社会的にも経済的にも全く自立できない状況となっています。税法上では青色申告にすれば、給与を経費とすることができますが、2014年1月からは「改正」国税通則法により白色申告者の記帳が全面義務化されたことにより、同じ労働に対して申告の種類で差をつける制度自体が矛盾していることは明らかとなりました。そもそも、青色申告で給与を経費とすることは、所得税法第57条にあるとおり、記帳による「特典」でしかなく、一人の人間の労働に対する正当な対価とは言えません。

2015年末に閣議決定された第4次男女共同参画基本計画には所得税法第56条見直しが盛り込まれ、政府は56条廃止に向けた検討を始めていると答弁しましたが、いまだ実現されていません。

「家族の人権を認めない所得税法第56条は廃止すべき」と、これまでおよそ450の自治体が国に意見書をあげています。また、日本政府に対しては第63会期国連女性差別撤廃委員会から「家族経営における女性のエンパワーメントを促進するために、家族経営における女性の労働を認めるよう所得税法の見直しを検討することを求める」と勧告もなされています。

全国各地で意見書採択がされた経緯や、世界の家族従業者への考え方や勧告を真摯に受け止め廃止に向けた検討を直ちに進めてください。そして家族従業者の人権保障の基礎をつくるために、所得税法第56条を早急に廃止されるよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

[衆議院議長、参議院議長 宛]

陳情第3号

『浜岡地域原子力災害広域避難計画』に関する陳情

陳 情 者 静岡市葵区
静岡市・子ども被災者支援法を考える会
代表 小笠原 学 外~~173名~~212名

[陳情趣旨]

2016年3月31日、静岡県は浜岡原子力発電所の原子力災害対策重点区域P A Z（原子力施設から概ね5km）・U P Z（原子力施設から31km）にかかる11市町の住民を対象とした『浜岡地域原子力災害広域避難計画』を公表しました。

避難計画ではP A Z・U P Z圏内の各自治体と周辺地域の自治体が連携して避難・協力体制について協議をすることが前提とされています。

福島第一原発事故では、北西方向へ流れた風に乗って、原発から50kmに位置する飯舘村等に多量の放射能が飛散しました。

現在、全村避難になっている飯舘村や福島市等の福島県内では、小児甲状腺ガンの患者数（疑いを含む）が167名に上っています。

静岡市は、飯舘村と同じように浜岡原発から50km圏内にあたり、静岡県の放射性物質拡散シミュレーションによれば、放射性物質を含むプルームが風によって到達する被害地域に入っています。

これらを踏まえれば静岡市にも広域避難計画が必要になります。

また本年4月よりの静岡市と3市2町（島田市、牧之原市、吉田町、川根本町）が連携した広域消防体制が整備され、本部が静岡市に設置されました。

牧之原市、吉田町は原子力防災計画を策定しており静岡市は原子力防災の直接の当事者となります。

更に、島田市が策定した避難計画では、島田市民32,000人が静岡市を避難先としていることから、それに対応した地域防災計画の見直しを行わなければならない状況下にあると言えます。

これらを踏まえ以下の陳情を致します。

[陳情項目]

- 1 静岡県と協議を進め、静岡市の避難計画を策定すること。
- 2 計画策定の際には、安定ヨウ素剤の事前配布を盛り込むこと。
- 3 U P Z圏内からの避難者の受け入れ、広域消防として当事性を踏まえ、地域防災計画の見直しを行うこと。